

十勝管内地域いじめ問題等対策連絡協議会便り

令和5年7月10日発行 発行：十勝管内地域いじめ問題等対策連絡協議会事務局

令和5年度第1回十勝管内地域いじめ問題等対策連絡協議会

5月17日（水）、十勝総合振興局において「令和5年度第1回十勝管内地域いじめ問題等対策連絡協議会」が開催され、3年ぶりに関係機関・団体が一堂に会し、今年度の方針や取組について話し合われました。

□構成関係機関・団体等

十勝総合振興局保健環境部、同児童相談室、釧路方面本部各警察署、ネイパル足寄、管内教育委員会連絡協議会、十勝小・中校長会、帯広市校長会、北海道高等学校長協会十勝支部、北海道特別支援学校長会十勝支部、北海道私立中学高等学校協会道東支部、管内公立幼稚園教育研究協議会、管内保育所協議会、十勝青少年育成推進指導員会、管内高等学校生徒指導連盟、十勝管内PTA連合会、帯広市PTA連合会、北海道高等学校PTA連合会十勝支部、北海道民生委員児童委員連盟十勝支部、帯広人権擁護委員協議会、十勝教育局



令和5年度のテーマ

いじめへの対応を充実させるために、学校・家庭・地域みんなで子どもを支える取組の推進
～「困った、助けて」と言える環境と小さなサインをみんなで受け止める環境の充実を通して～

今年度の方針

いじめに対する子ども主体の取組を行うことを通して、いじめに対する正しい理解を促すとともに、学校内外の「困った、助けて」と言える環境、小さなサインをみんなで受け止める環境の充実を図る。

→いじめを見逃さず、安心して過ごせる居場所づくりにつながる。

な
取
組
的

- 学校における子ども主体の取組及び市町村教育委員会による子ども会議の開催
- 関係機関による学校の取組に対する支援
- 関係機関独自の取組

実践発表「いじめ防止基本方針を活用したいじめの正しい理解と生徒を中心とした意識化を図る取組について」

広尾町立広尾中学校 教頭 板東 力氏

- ・全校集会において、校長から、いじめの定義及びいじめは絶対に許されないものであること、いじめが起きた場合には、学校いじめ防止基本方針に基づき、全教職員で対応することについて、全校生徒に伝え、いじめの問題について考える取組を実施したことにより、生徒の「いじめは絶対に許されないものである」という意識を高めることができた。
- ・生徒を中心とした意識化を図る取組を通して、校内体制を見直し、警察等の外部機関との連携を含めた学校いじめ防止基本方針、いじめ防止等対策のための組織、いじめの未然防止のための年間プログラムの改善につなげることができた。



協議「困った、助けて」と言える環境と小さなサインをみんなで受け止める環境の充実を通して

児童生徒の実態及びいじめの認知に関わって

- ・人権問題に係る児童生徒からの相談において、「親には言えない、言わないで欲しい」という相談が大半を占めていることが特徴である。
- ・アンケート等において、周囲の児童生徒からいじめに係る情報があることを肯定的に捉えている。
- ・学校外からの情報がいじめの発覚につながることなど、関係機関との連携を図ったいじめの認知が進んでいる。
- ・教師のいじめに対する正しい理解が進んでいる。

今後の取組等に関わって

- ・保護者への子育てに対する意識の向上に向けた働きかけや子どもの声を受け止めた保護者が相談する場について情報発信が必要である。
- ・民生委員間のいじめに対する正しい理解を深めるために、情報共有を行い、民生委員として何が出来るかを考えていきたい。
- ・いじめの未然防止に係る意識の高揚に向けたアプローチを重視し、よさや違いを認め合い、傍観者から相談者を増やしたい。
- ・それぞれの立場における児童生徒への関わりの視点や具体的な取組等について、共有を図る必要がある。